

## 5. 土 壤

### (1) 土壤汚染対策法

土壤汚染の状況を把握するため、汚染のおそれのある土地として、使用が廃止された水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査を行うよう定めている（法第3条第1項）。調査の結果、汚染が判明した場合は、区域指定され、健康被害が生じないように汚染の除去等の措置を行うことになる。

#### ア. 平成24年度の報告、申請、届出状況について

手 続 き の 名 称	条 項 番 号	件数	備 考
土壤汚染状況調査結果報告書	法第3条第1項	1	調査の結果、汚染あり
法第3条第1項ただし書の確認申請書	法第3条第1項ただし書き	1	調査義務の一時的免除申請
土地利用状況報告書	豊橋市法施行細則第4条	17	法第3条第1項ただし書の確認を受けた者からの状況報告
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	法第4条第1項	19	3,000㎡以上の土地の形質の変更の届出
土地利用方法変更届出書	法第3条第4項	1	法第3条第1項ただし書の確認を受けた者が土地利用方法の変更をしようとするときの届出
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	法第12条第2項	1	既に土地の形質の変更に着手している者の届出

#### イ. 土壤汚染対策法に基づく区域指定の状況（平成24年度末）

区 分	要措置区域	形質変更時要届出区域
これまでに指定した土地の区分数	0(0)	1(1)
これまでに解除した土地の区分数	0(0)	0(0)
指定されている土地の区分数	0	1

(注)( )内の数字は平成24年度に指定または解除した区域数

### (2) 県民の生活環境の保全等に関する条例（土壤及び地下水の汚染の防止に関する規制等）

土壤・地下水汚染の未然防止の観点から、点検・調査義務、汚染が判明した場合の拡散防止に関する措置や土地の形質変更時の義務等について規定している。

#### ア. 平成24年度の報告、申請、届出状況について

手 続 き の 名 称	条 項 番 号	件数	備 考
土壤汚染等調査結果報告書	第39条第2、3、4項 第39条の2第2項	3	調査の結果、汚染なし
過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書	第39条の2第1項	19	3,000㎡以上の土地の形質の変更について、土地の利用履歴の調査結果を報告
土壤又は地下水の汚染の状況等の届出書	第45条第1項	1	自主調査に係る報告、汚染あり
地下水の水質の測定に係る報告書	第40条第3項に準じ報告	1	汚染の除去措置の完了報告